

2014年11月14日

金融担当大臣
麻生 太郎 様

全国金融労働組合共闘会議
議長 浦上 義人

要 請 書

リーマンショックを契機に欧米諸国が金融再規制へと舵を切る中で、わが国は、金融機関が受けた損失が欧米主要国と比べて軽微であったとして、G20の合意事項を踏まえ、必要な対応を実施(店頭デリバティブの清算期間利用義務付けと報告義務、破たん処理枠組み、大口信用規制)することで従来の「自由化」路線を引き継いでいくとしています。

しかし、この間「金融ビッグバン」として進めてきた自由化の下で、銀行、証券、保険の垣根を撤廃し、手数料の自由化などを一挙に行ったことで、銀行、保険、証券の寡占化が進み、リスクが一部の金融機関に集中する問題が生じています。

また、業態の垣根を越えた過当競争のもとで公共性をないがしろにした利益優先の経営が広がったことから、金融の職場では顧客と従業員を犠牲にする状況が生まれています。銀行が証券分野に進出する中で、銀行員が投資信託販売のノルマに追われています。損害保険の職場では、保険料率の自由化以降、働きがいの喪失と将来不安が蔓延するなど、安心、安定を売る職場とはかい離れた状況となっています。

こうしたなか貴庁は、主要行等向けの総合的な監督指針で、プライベートバンキング等の留意点として、「健全かつ適正な収益・営業目標の設定と業務運営の管理監督」、「営業部員や役職員の給与・賞与体系が、短期的な収益獲得に過度に連動し、成果主義に偏重していないか」などを盛り込み、「顧客のニーズに応える経営」を求めることを重点施策としています。

私たち全国金融共闘は、労働者の問題を指摘した貴庁の監督指針をもとに、さらに職場の実態を直視した政策運営を求めるとともに、日本経済の健全な発展に資する金融をめざす立場で、自由化・規制緩和路線の見直しと利用者保護、金融機関の法律遵守を求め、下記事項を要請します。

記

1. これまでの自由化・規制緩和路線を十分に批判・検証し、金融各業態が業務のすみわけなどによって、国民・利用者に対する社会的役割を果たせるようにすること。
2. 各金融機関における投資信託や変額年金保険の販売について、説明義務及び適合性原則の遵守状況を調べ、信用失墜につながるノルマ的販売を行わないよう指導すること。
3. 武生信金における不正融資事件は、北陸財務局が14年前の2000年に把握していたことが、9月30日付の地元紙に報道されている。この不正融資の事実を内部告発しようとした職員への懲戒解雇処分は、そもそも北陸財務局が不正融資の実態を把握した時点で適切な対応をとっていれば、この職員が懲戒解雇を受けることがなかったことは明らかである。監督官庁の責任において直ちに、懲戒解雇処分した職員二名を職場へ戻すよう指導すること。
4. 金融機関を監督する立場から、網走信金、小樽信金、愛知県中央信組、ステートストリート信託銀行、アメックス、メットライフアリコ、大同信組など、多発する金融機関での労働争議を解決するよう指導すること。

以上